

府中市社会教育関係団体登録基準

登録基準			登録できないもの	
1 活動趣旨	(1)	目的が社会教育、学習活動であり、その活動成果が期待できる。	(1)	親睦、交流のみの活動である。
			(2)	主な目的が会員のための学習活動でなく、行事やイベントを開催する為の事前準備、打ち合わせである。
2 活動	(1)	会員が自主的に活動計画を立て、運営を行っている。	(1)	活動の計画をしていない。
	(2)	継続的に活動できる。	(2)	活動が継続的でない。（目的が行事、イベントなどに限られる。）
	(3)	主な活動場所や事務局が市内である。	(3)	主な活動場所や事務局が市外である。
3 団体構成	(1)	公の支配に属さない団体である。	(1)	保育所(園)、幼稚園、学童保育、学校、PTA（市立幼稚園小中学校PTAを除く）、部活動、公的団体OB会など、公的団体に関係し、又は属しているもの。
	(2)	実際に活動している会員が10人以上で、そのうち3分の2以上が市内会員（在住・在勤・在学）である。	(2)	名簿上は基準を満たしていても、実際に活動する人数が9人以下の場合。（架空名義会員を名簿に記載している。）
	(3)	原則として、全ての会員が会への所属について承知しており、登録の際に、会の名簿に氏名、住所、電話番号を明記することを了承している。	(3)	活動に参加していない人物、または講演会や体験会等だけに参加した人物の名前を会員名簿に記載した場合。（架空名義会員を名簿に記載している。）
	(4)	会員は、自主的に会の運営ができる16歳以上の者とする。 ただし、青少年育成を目的とした活動で、成人を代表、責任者とし、共に活動する場合は、小学生以上を会員にできる。 なお、就学前の乳幼児は、団体の中で共に活動する場合であっても、その人数を会員（会の構成員）に含めることはできない。	(4)	小中学生だけで構成されている。
	(5)	会員の対象が特定、限定されていない。	(5)	会員の対象が特定、限定されているもの、2～3程度の家族、親族等で構成されているもの。
4 運営	(1)	規約、会則を設ける。	(1)	規約、会則を設けていない。
	(2)	会長、副会長、会計、会計監査など役員を設ける。また、役員は原則として、市内会員である。	(2)	役員を設けていない。
	(3)	総会、役員会を定期的に行う。	(3)	総会、役員会を定期的に行っていない。
	(4)	独自の経理機構（会計）を設ける。	(4)	経理機構（会計）を設けていない。
	(5)	会員は団体、個人を問わず、学習活動に関する謝礼等を受け取らないものとする。	(5)	謝礼、御礼を渡している講師が会員に含まれている場合。（教室、スクール形式の禁止）
	(6)	営利行為（商売・教室・個人の営利となる行為）をしない。	(6)	営利行為（商売・教室・個人の営利になる行為）をした場合。
	(7)	特定の政党や選挙候補者を支持、不支持する等の政治行為をしない。	(7)	特定の政党や選挙候補者を支持、不支持する等の行為をした場合。
	(8)	宗教の布教行為をしない。	(8)	宗教などに関する活動、布教活動をした場合。
	(9)	公益を害し風俗を乱す行為をしない。	(9)	公益を害し、風俗を乱す行為をした場合。

	登録基準	登録できないもの	
5 その他		(1)	虚偽の届出。
		(2)	団体名に個人名や企業名、営利活動に関する団体名等が入っている、又は連想させるもの、登録基準外の団体と紛らわしいもの、疑わしいもの。
		(3)	支援目的で故意に団体を分割する行為をした場合。 (半数以上の会員が同人物、同講師、同様または類似した学習活動など、登録上は別の団体だが、事実上は同一団体の活動と疑われるもの。)
		(4)	各種届出（更新、変更）を怠った場合。
		(5)	基準に反した活動が見受けられる場合。

届出について

提出書類…①府中市社会教育関係団体申請（新規・更新）書、②規則（会則）、③会員名簿
④前年度活動報告書（設立初年度の団体は不要）

※各文化センター、生涯学習スポーツ課（府中駅北第2庁舎4階）で取扱いしています。

※②～④の申請書は団体独自のものでも可。ただし各種2枚ずつ提出してください。

新規登録 申請後、登録が完了しましたら登録決定通知書、登録カードをお渡しします。

登録更新 更新の申請書は期限内に提出してください。
(登録施設によって異なります。)

登録内容の変更 代表者、連絡先、会について変更があった場合は変更届を提出してください。

登録の抹消 規定外になった場合、登録の取消をする場合は取消届を提出してください。